

## 令和3年8月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年8月20日（金）午後1時30分～午後2時41分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～4号)
日程第2	非農地証明願について (会長提出議案第5～13号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第14～17号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第18～29号)
日程第5	農地利用集積計画の審議について (会長提出議案第30号)
日程第6	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	11 川田政美
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査、松本美佳主査
農林水産課	玉木省三副主幹 小島拓也主任主事
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	なし









松岡浩二委員	第6号、第7号、隣接した農地でありまして、8月17日、委員全員で現地確認を行いました。この写真のとおり、竹林で荒廃化したような場所です。特に問題なからうということで結論が出ております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
大塚ノブ子委員	第8号のご報告を致します。8月16日、現地確認を行いました。それで、15ページの最初についている地図が分かりにくくて、探しました、現地を。でも、見つかりました。●●●●番●、●●●●番●●ともに竹が茂り、雑木も生えていて、到底元の畑の状態には返せないという判断を私たちは致しました。よろしくご審議ください。お願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十河道夫委員	ご報告申し上げます第9号、第10号その農地は、申請どおりきちんとできておりましたので、致し方なしと判断致します。なお、8月15日に現地確認を行いました。 それと、11号ですが、これは完全なもう山林化しておりまして、写真を見ていただいたとおりでございます。 続きまして、12号、13号、●●さん、これも農地への進入路というきちんとできておりましたので、事務局の説明のとおり、致し方なしと判断致しますが、ご審議のほうをよろしくお願い致します。以上です。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
稲田俊美委員	私ちょっと分らんのですけど、9号の農機具置場、こんなんでもやっぱり申請要るのか。第9号のテントみたいなトラクター入れ、これでも申請要るのかな。
事務局	ビニールハウスなんですけど、それを建てて農機具置場として利用しているので、申請をしていただいたということです。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号から第13号につきましてお諮りします。議案第5号から第13号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号から第13号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号から第17号を議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	農地法第4条に基づく申請審議について、今回の4条申請の案件は4件ございまして、筆数4筆で、面積にして853.24㎡でございます。 それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書4ページ目からで





議長（会長）

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第14号から第17号につきましてお諮りします。議案第14号から第17号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第14号から第17号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第18号から第29号及び農地法第3条に基づく申請審議について、第4号を議題とし、一括上程致します。なお、今月の議案で、第21号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条に基づく申請審議について、今回の5条申請の案件は12件ございまして、筆数は16筆、面積にして5,188.36㎡です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書5ページ目からでございます。会長提出議案第18号、地区番号2、受付年月日、令和3年7月30日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに畑。地積258㎡。転用目的、分家住宅。建築面積106.30㎡。工事着完予定年月日、令和3年10月1日から令和5年1月31日。権利は使用貸借権の設定。農地区分、第2種農地。備考と致しましては、併せ利用地があり、農振個別除外事前協議済みで、資料は40ページから42ページ目でございます、位置図を40ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から北西約660mに位置し、申請地の隣接は畑、道路、墓地に接しています。申請人は現在借家に住んでおりますが、子息成長に伴う住宅困窮改善のために実家の近くに分家住宅を新築しようと計画し、申請に及んだものです。地元土改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第19号、地区番号3、受付年月日、令和3年7月30日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田。地積1,378㎡。転用目的は分譲住宅用地。建築面積281.55㎡。工事着完予定年月日、令和3年10月1日から令和6年9月30日。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地。備考と致しましては、資料43ページから45ページ目でございます、位置図を43ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から南約1,160mに位置し、申請地の隣接は道路、宅地、雑種地に接しております。申請理由ですが、●●地区で住宅の需要が多く、●●地区で住宅用地を探していた申請者と、労働力不足により耕作が困難となっていた土地所有者双方の意向が合致したことから、申請に及んだものです。1,378㎡の土地を5区画に区割りする計画で、地元土改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第20号、地区番号3、受付年月日、令和3年7月30日。譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目畑、現況地目宅地。地







ら西約500mに位置し、申請地の隣接は田、道路、水路に接しております。申請人は現在借家に住んでいますが、子息成長に伴う住宅困窮改善のため実家の近くに分家住宅を新築しようと計画し申請に及んだもので、併せて昭和59年頃に設置した農業用倉庫部分についても是正を行うものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十川隆行委員 これも18日に見てまいりました。問題なかろうということです。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第21号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第21号につきましてお諮りします。議案第21号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第21号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。  
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第30号を上程致します。  
では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第30号についてご説明致します。  
議案書の7ページをご覧ください。これは6月定例会の議案で審議した農地の売手から農地機構に売却した土地を、今回、買手に農地機構から売却するもので、1件あります。買手は●●●様で、3筆分あります。  
次に、農地の貸し借りについての説明を致します。議案書の8ページから10ページの説明となります。個人6件、法人1件、中間管理機構16件の合計23件となっております。23件のうち新規16件、再設定7件となっております。23件のうち貸借権4件、使用貸借権19件となっております。貸借権の内訳としまして、物納が1件、33万円が1件、5,000円が2件となっております。期間は、20年1件、15年1件、10年7件、9年7か月1件、6年9件、3年3件、2か月が1件となっております。  
続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の47件について説明致します。こちらのA3の総括表をご覧ください。  
貸付先は、個人32件、法人15件となっております。設定する権利等の種類は、貸借権16件、使用貸借権31件となっております。期間は、20年1件、15年3件、10年21件、9年7か月2件、6年20件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜、施設野菜、飼料用作物の作付となっております。以上です。

議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては一括して質疑に入りたいと思いますので、質問がある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。 芳竹委員さん。
芳竹和政委員	議案30号、売買価格30万というのは1反当たりの単価ですか、総額ですか。
事務局	単価です。
芳竹和政委員	分かりました。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第30号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。 本日上程の議案については以上ですが、日程第6 その他で、事務局、ありませんか。
事務局	冒頭、会長のほうからございましたが、農地パトロールの関係でございしますが、8月から10月にかけて始まるということで、その詳細について担当のほうから説明致しますので、よろしく願います。
事務局	それでは、令和3年度の農地パトロールと農地利用状況調査の実施要領のほうをご覧ください。 趣旨は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等について取り組むもので、農地パトロールによる農地の利用状況の確認は農地法第30条の利用状況調査として行うことと致します。 調査時期は令和3年8月、9月、10月を農地パトロール強化月間と致します。調査対象農地はさぬき市内全域の農地です。 令和3年度の農地パトロール用調査図面を皆さんのお手元にお配りしていると思いますが、こちらの表示内容です。青が田、ピンクが畑、緑が令和2年度までにおいて草刈り等で直ちに耕作可能と判断された農地、黄色が令和2年度までにおいて基盤整備等により耕作可能と判断された農地、赤の斜線は令和2年度までにおいて森林・原野となり農地に復元不可能と判断された農地、赤で塗っておところが令和3年6月までに非農地証明が交付された農地でございます。 調査図面の記入要領と致しまして、調査図面の青の斜線及びピンクの斜線、田と畑は今年度の調査で、次のページの1、3に該当する場合はさっきの色で該当農地を囲み、近くに付箋を貼ってください。 草刈り等で直ちに耕作可能な農地は緑で囲っていただき、基盤整備等を行うことにより耕作可能な農地は青、ほんで、森林・原野となり農地に復元不可能な農地はオレンジで囲って、近くに付箋を貼ってください。 調査図面の前年の耕作放棄地、緑の斜線と黄色の斜線から、再生されている農地は該当農地を黒色で囲み、黒色で丸サと記入し、該当箇所まで矢印を

引いて、近くに付箋を貼ってください。

無断転用されていると思われる農地は該当農地を黒色で囲み、丸ムと記入し、該当農地まで矢印を引き、近くに付箋を貼ってください。

写真撮影が必要な農地は、現在の田畑の中で、草刈り等で直ちに耕作可能な農地や基盤整備等を行うことにより耕作可能な農地で、かつ2 m以上の道に接するなど圃場へのアクセスが便利で、圃場が整形で水路があり、日当たりがよく、傾斜がない、緩やかな遊休地の場合です。

今年度の調査で新たに遊休となった次の農地のうち、農用地としての利用の再生が見込める遊休農地になります。

写真撮影が不要な場合は、接道が2 m未満の場合や最寄りの幹線道から距離がある場合など圃場へのアクセスが極めて不便である、作業機の進入路がない、あっても圃場が不整形・極小なため作業機の効率的な利用に支障を生じる場合、水田にあっては田渡しなど入水が困難な場合や水路が機能していない状況にあるもの、それと、山や建物の陰となるなど日照が十分に確保できない場合、それと、畑・樹園地において傾斜が急であることは撮影不要です。

写真撮影方法と致しましては、写真を撮影する場合はホワイトボードに撮影場所、通し番号、地番を記載し、ホワイトボードの文字と対象農地の状況が分かるように撮影してください。

調査方法は、原則、地区担当を含む農業委員と農地利用最適化推進委員により担当地区を調査してください。

前年度の調査結果を反映した図面を利用し、まずは道路から目視により確認し、必要がある場合は現地へ立ち入り調査し、図面に必要事項を書き入れ、必要により写真撮影を行ってください。写真撮影した場所については、図面に1、2とホワイトボードに書いた通し番号を記載してください。

現場確認用の図面に必要事項を記入して、提出期限までに事務局へ図面を提出してください。図面の提出期限と致しましては、調査取りまとめが終了次第に事務局のほうに提出してください。

現地調査に伴う活動記録の記入ですが、今、活動報告を出してもらいよる用紙がありますが、その端にパトロールというのが分かるように記入してもらい、農地パトロールの分だけで提出してください。それを10月29日までに提出してください。

活動費用と致しましては、活動記録により1時間当たり1,000円を支給致します。

それで、最後に、一昨年撮影したものですが、写真を撮るとき、こういう形で撮影するようにお願いします。

それと、昨年度までは、利用意向調査はその年度に新しく出てきた遊休農地だけを調査していただいていたのですが、今年から制度が変わりまして、今の遊休農地を全部が調査の対象となりますので、よろしくをお願いします。

それと、あと日程のほうですが、寒川地区と長尾地区のほうはまだこちらのほうでいただいていないので、また後で提出をお願いします。

事務局

パトロールについては一応、日程調整、重なったら調整させてもらうということにはなるとは思いますが、なるべく皆様の意向に沿えるようにと思っております。

それでは、次回の定例会なんですけども、9月21日火曜日、午後1時半から本庁3階、301、302、ここで行いますので、よろしく予定のほうをお願いしたらと思います。

あと、別件なんですけども、皆さん新聞等でご存じかと思うんですけど、新型コロナウイルス感染対策のことなんですけども、香川県では8月20日、本日から9月12日までまん延防止等重点措置の適用となっております。皆様方におかれましては感染防止対策を取っていただいているとは思

いますが、引き続き最大限の感染対策に努めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和3年8月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございます。

（午後2時41分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 14番

署名委員 15番